

令和4年度第2回特定外来生物消毒基準等専門家会合
議事概要

1. 日時 2023年2月17日(金) 13:30~14:50
2. 場所 オンライン会議 (Webex Events)
3. 出席者(敬称略) (委員) 五箇公一(座長)、大村克己、君島悦夫、坂本洋典、宮ノ下明大
(環境省) 自然環境局野生生物課外来生物対策室長 大林圭司、
室長補佐 水崎進介、移入生物対策係長 成田智史、外来生物対策係長 堀江彩生、係員 宗像直輝
(農林水産省) 消費・安全局植物防疫課防疫対策室課長補佐 皿海宏樹、係員 城戸剛

4. 議事概要

【前回会合の指摘事項への回答(環境省)】

- ・ホクベイヒアリの確認事例は、内陸部の事業者敷地内で輸入した荷物を開けた際に働きアリの死骸4個体が確認されたもの。
- ・ヒアリ類への農薬登録されている検疫くん蒸剤使用について確認した。外来生物法の中で特定外来生物被害防止取締官の指導に従って行うということで、農水省及び経産省等の関係省庁とは調整がついている。
- ・外来生物法に基づく消毒の立会は、輸入植物検疫とは異なり、要緊急対処特定外来生物は通関後を含め様々な場面で確認されるため、すべての案件に対しての立会は困難である。重大案件には立ち会うが、消毒の適切な実施については植物防疫法に基づく消毒を行っている事業者への依頼を想定しており、一定の担保ができると考えている。
- ・殺虫効果の確認について、ヒアリ類は農業害虫とは異なり簡単に消毒効果を確認できないため、まずは消毒したうえで逸出していないか周辺を含めたモニタリングなどにより対応をすることを考えている。

【外来生物法に基づく消毒基準の策定について】

(環境省から資料1を説明)

- ・(坂本委員) 第1条第2項のあり科特定外来生物が「僅少」であるとは具体的にどの程度の個体数の場合を想定か。
(環境省) 発見された状況によるため具体的な個体数を決めることは難しいが、現場確認する際に特定外来生物被害防止取締官が判断することを想定している。取締官向けのマニュアル作成を予定しているため、内容を検討したい。
- ・(大村委員) 検疫病害虫が付着していた場合でもそうでなくても、まずは植防基準を採用

し、加えて今回の別表 1、2、4 があるということか。

(環境省) 植物防疫法の対象となるもので発見された場合には資料 1 の別表ではなく、植物防疫法の基準を準用して消毒する。植物防疫法の対象外のもので発見された場合に、資料 1 の別表で消毒することを想定。

(五箇座長) ヒアリ類は輸入植物検疫以外での確認が多く、今回はそこにガードをかけることが一番の目的である。

- ・(君島委員) p1 は通関前、p3 は通関後と理解したが、両者に取り扱いの違いはあるのか。通関後の物品を消毒するのは運用面で困難な点が多いだろう。関係する全員で注意しながら運用するためにも、情報を速やかに共有するような運用をしてほしい。

(環境省) p1 の対象はヒアリ類以外のアリ科の特定外来生物の基準であり、p3 は要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類)の基準である。通関後の物品を植防法の許可を受けたくん蒸施設の中に入れる点については、税関からは運用はできると聞いているが、問題が起きないように調整する。

- ・(大村委員) 貨物等が輸入された海空港でヒアリ類が発見された際に、発見場所の近くに消毒するための倉庫やサイロがなかった場合の対応について確認したい。

(環境省) 基本的には取締官の判断の下、まずはワンプッシュ式エアゾール剤でコンテナを消毒し、追加で対応が必要な場合は、目張り等逸出防止措置をした後に、植防法で許可を受けている倉庫に移送してくん蒸するという取り扱いを想定している。

- ・(大村委員) 定められる基準値は、今回の資料に示されている表がすべてか。

(環境省) 外来生物法では、消毒命令の基準を主務省令(施行規則)で定めるとしているが、施行規則において基準の詳細については効果的に駆除できる基準を告示で定めるとしており、今回はその規定に基づいて告示として定める予定。なお、消毒命令はヒアリ類だけではなく、特定外来生物のアリ科が対象である。

- ・(大村委員、君島委員) 表で示されている臭化メチル短時間くん蒸の基準について、金属に対する臭化メチルの収着率は低いと思われるが、植物を含めて一律の基準とするのであれば、植物に対してはこの消毒基準設定では高すぎるため薬害が生じる可能性があり、くん蒸業者がくん蒸を拒否する可能性も考えられる。国が決める消毒基準はある程度試験結果に基づくほうがいいと思うし、平成 26 年度に実施されたアルゼンチンアリへの検疫くん蒸試験結果の基準で殺虫出来ることは判明しているため、その設定のほうが現実的と考える。

(五箇座長) 植防の消毒基準では病害も視野にあり、植物の組織まで浸透しているような病原菌をくん蒸する必要があり、高い基準設定がされているものもある。アリはカビ等とは性質が異なり、たとえ高い濃度でくん蒸したとしても、逸出してしまえばくん蒸の意味はない。平成 26 年度に実施されたアルゼンチンアリへの検疫くん蒸試験結果から植防法の消毒基準の中で最も低い値でも殺虫効果があること、輸入品の安全性の観点から植物検疫の対象物については、通関後も植防法の基準値を準用するように修正した方がよい

と思う。一方で植物検疫の対象物以外については、安全側の基準とした方がよいと思う。

(環境省) ヒアリ類は様々なものに付着してくるため、薬剤の収着率が不明なものに対しても基準を設定しなければならず、今回はヒアリ対策の緊急性と重大性に鑑みて植防法の最も厳しい基準に設定していた。また通関後の植物を含む物品からヒアリ類が確認された場合も植防法に準じるとした場合は、どこで発見されても移送してから植防法の許可を得ているくん蒸施設でくん蒸することになるため、移送途中で逸出することも懸念される。アリの特性を踏まえ、次のとおり修正する。「輸入の段階で植物検疫対象物となる物品」は、通関前は現状の案とし、通関後は植防基準と同様の基準あるいはワンプッシュ式エアゾール剤で消毒することとする。「輸入の段階で植物検疫対象物以外のもの」については現状の案のとおり、通関前後に関係なく、植防法の最も厳しい基準か、ワンプッシュ式エアゾール剤で消毒することとする。修正案を作成した後に、改めて委員に確認をお願いしたい。なお、今後基準を運用していく中で集積される知見を踏まえて適宜見直しを行っていくことを想定する。

(修正案は、後日メールで委員確認を行い、異議はなかった。)

【その他】

- ・(大村委員) 検疫対象品目とそれ以外の品目の消毒基準の関係や、ヒアリ類とそれ以外の消毒基準の関係など複雑である。ヒアリ類発見率が最も高いコンテナ貨物に対する措置も見えてこない。消毒基準を施行するにあたっては現場が混乱することがないように、取締官が適切に指示、命令を行い、また基準の取り扱いについて、くん蒸関係者に対し説明会の開催など十分な周知を行ってほしい。外来生物法による消毒基準が策定されることについて、くん蒸事業者以外にも倉庫業者やコンテナヤードなどの物流関係の人は関心を持っていると思う。

(環境省) 要緊急対処特定外来生物の対処指針のパブコメも予定しているので、必要に応じてくん蒸事業者も含め、情報提供をしたい。

以上